事務連絡
令和３年１２月３日

各医療機関管理者　殿

徳島県保健福祉部医療政策課長広域医療室

紀伊水道を震源とする地震（令和３年１２月３日）
による被害状況の報告等について（依頼）

日頃は，本県の医療行政の推進に格別の御尽力を賜り，厚くお礼申し上げます。
紀伊水道を震源とする地震（令和３年１２月３日）に伴い，徳島県内でも最大で震度４が観測されましたが，今後の気象情報に注意し，防災対策を講じてくださるよう改めてお願いいたします。
また，貴施設における被害が発生した場合において，状況を把握する必要がありますので，下記の報告対象事案が発生した場合，電子メール又はファクシミリにより速やかに報告してください。
なお，被害等がない場合は報告の必要はありません。

記

１．報告対象
（１）患者，医療従事者等が被害を受けた場合（人的被害）
（２）貴施設が何らかの被害を受けた場合（建物・設備被害）

２．報告内容
（１）被害の状況（電気，水道，ガスの被害状況含む）
（２）現在の対応状況
（３）今後の対応予定（復旧の見込み等）
（４）その他，参考になる事項

※被害状況を把握された時点で随時お送りください。
※各病院につきましては，適時「徳島県災害時情報共有システム」への入力をお願いいたします。

【連絡先】
徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室
電　話　　０８８－６２１－２１８６
ﾌｧｸｼﾐﾘ　　０８８－６２１－２８９８
電子ﾒｰﾙ　iryouseisakuka@pref.tokushima.jp

徳島県保健福祉部医療政策課行き
FAX：０８８－６２１－２８９８

令和3年　　月　　日
　　時　現在

紀伊水道を震源とする地震（令和３年１２月３日）に係る被害状況報告

医療機関名	
所在地	
連絡担当者名	
電話/FAX	

項　　目	内　　容
(1)被害状況	（例：断水、壁にひび割れ（約30cm）） （注）電気，水道，ガスに被害を受けた場合はその旨を必ず記載すること
(2)対応状況	
(3)今後の対応（予定）	

〇貴施設が以下の政策医療を実施している場合にはその分類を〇で囲むこと。

・へき地診療所　・時間外診療実施診療所　・在宅医療実施歯科診療所
・救命救急センター　・災害拠点病院　・腎移植施設
・病院群輪番制病院及び共同利用型病院　・へき地医療拠点病院　・老人デイケア施設
・在宅当番医制診療所　・周産期母子医療センター　・共同利用施設
・在宅当番医制歯科診療所　・小児救急医療拠点病院　・休日夜間急患センター
・在宅医療実施病院　・休日等歯科診療所　・在宅医療実施診療所

〇また，次の施設に被害を受けた場合にはその分類を〇で囲むこと。

・医療関係者養成施設　・研修施設（地域医療研修センター，研修医のための研修施設）
・院内保育所　・看護師宿舎
・救急医療情報センター